

平成31年泉北水道企業団議会第1回定例会会議録

平成31年2月5日（火）午前10時 泉北水道企業団議会第2回定例会を泉北水道企業団信太山事務所に招集した。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 大塚 英一	2番 高橋 登
3番 中村 与志子	5番 丸谷 正八郎
6番 森下 巖	7番 大浦 まさし
9番 石原 日出子	10番 遠藤 隆志
11番 小林 昌子	12番 山敷 恵
13番 畑中 政昭	14番 木戸 晃
15番 久保田 和典	16番 清水 明治

1. 欠席議員は次のとおりである。

8番 岡 博子

1. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	監査報告 第1号 例月出納検査の結果について（9月分）
日程第4	監査報告 第2号 例月出納検査の結果について（10月分）
日程第5	監査報告 第3号 例月出納検査の結果について（11月分）
日程第6	議案 第1号 泉北水道企業団議会議員の議員報酬等に関する条例及び泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第7	議案 第2号 平成30年度泉北水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第8	議案 第3号 平成31年度泉北水道企業団水道事業会計予算について

1. 地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求め出席した者は次のとおりである。

企 業 長	辻 宏康	副 企 業 長	南出 賢一
副 企 業 長	阪口 伸六	監 査 委 員	原口 裕見
和泉市上下水道部長	森下 幸彦	泉大津市都市政策部長	朝尾 勝次
高石市土木部長	藤原 通晃		
泉北水道企業団 水道事業所長	高藤 易元	泉北水道企業団 水道事業所次長	山口 和久
泉北水道企業団 水道事業所次長 兼 庶務課長	中川 尚	泉北水道企業団 浄配水課長	山田 佳彦
泉北水道企業団 庶務課長補佐	岩田 伴江	泉北水道企業団 浄配水課長補佐	山口 忠賜

1. 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

泉北水道企業団 水道事業所次長	山口 和久	泉北水道企業団 水道事業所次長 兼 庶務課長	中川 尚
--------------------	-------	------------------------------	------

平成31年 2 月 5 日（火）午前10時開会

○議長（清水明治君） 皆さんおはようございます。

たいへん長らくお待たせしました。

本日は、公私何かと御多忙のところ、早朝より本会議に御出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、事務局より本日の出席議員について報告いたさせます。
事務局。

○水道事業所次長（山口和久君） 次長の山口でございます。

御報告申し上げます。本日は和泉市の岡議員より議長宛に欠席届が出されておりましたので本日の出席議員数は14名でございます。

以上でございます。

○議長（清水明治君） ただいまの報告どおり出席議員は14名をもちまして、会議が成立しておりますので、これより平成31年泉北水道企業団議会第1回定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、企業長より開会にあたりましての御挨拶の申し出がございますので、これを許可することにいたします。

辻企業長。

○企業長（辻宏康君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成31年泉北水道企業団議会第1回定例会の招集をお願い申し上げますところ、議員の皆様方におかれましては、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。また、平素は泉北水道企業団の運営につきまして、色々と御支援御配意を賜っておりますことを深く感謝を申し上げる次第でございます。

なお、本日の定例会に御提案申し上げます諸議案につきましては、例月出納検査の結果報告及び条例の一部改正並びに平成30年度補正予算（第1号）及び平成31年度予算でございます。

いずれの案件につきましても慎重御審議をいただきまして、御可決、御承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（清水明治君） 企業長の挨拶が終わりました。

それでは、ただいまより会議に入らせていただきます。

本日の議事日程についてでございますが、あらかじめ議会運営委員会の内

意をいただいておりますので、お手元の日程により議事を進めてまいりたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（清水明治君） 御異議なしのお声がございますので、お手元の日程どおり議事に入らせていただきます。

それでは、議事日程に従いまして、日程第1会議録署名議員の指名についてを議題といたします。指名につきましては、会議規則第102条の規定によりまして、本日の会議録署名議員を私より御指名申し上げます。

5番、丸谷正八郎議員、6番、森下巖議員、以上の御両名にお願いいたします。

それでは、日程第2会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、本日1日と定めたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（清水明治君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期につきましては、本日1日と定めることに決定いたしました。

次に、日程第3監査報告第1号例月出納検査の結果についてより、日程第5監査報告第3号例月出納検査の結果についての3議案はそれぞれ関連がございますので一括議題といたします。

本件につきましては、すでに議員各位に御送付申し上げますとおり、平成30年9月から平成30年11月までの各月末現在の現金出納状況等の結果報告でございます。

つきましては、お目通し願っておることと存じますので、何か御質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（清水明治君） なしの声がありました。

ないようでございますので、本件につきましては、これをもちまして終わらせていただきます。

続きまして、日程第6議案第1号泉北水道企業団議会議員の議員報酬等に関する条例及び泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案説明を願います。

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

ただいま、御上程いただきました、議案第1号泉北水道企業団議会議員の

議員報酬等に関する条例及び泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、改定の理由でございますが、平成30年の人事院勧告において、国家公務員の給与改定が勧告されたことに伴い、構成3市の動向等に鑑み、本企業団議会議員及び企業長、副企業長の給与に関する条例においても所要の措置を講じようとするものでございます。

次に改正の内容でございますが、参考資料の新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。

まず、企業団議会議員に係る期末手当の支給率について、第1条関係でございます。第5条第2項の企業団議会議員に係る期末手当の支給率について、12月1日を基準日とする支給率「100分の227.5」を「100分の232.5」に改めるものでございます。

次に、企業団議会議員に係る期末手当の支給率について、第2条関係でございます。第5条第2項の、企業団議会議員に係る期末手当の支給率について、6月1日を基準日とする支給率「100分の212.5」、12月1日を基準日とする支給率「100分の232.5」を「100分の222.5」にそれぞれ改めるものでございます。

次のページをお願いします。泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部改正、第3条関係でございます。第4条第2項の企業長及び副企業長に係る期末手当の支給率について、12月1日を基準日とする支給率「100分の227.5」を「100分の232.5」に改めるものでございます。

次に、泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部改正、第4条関係でございます。第4条第2項の企業長及び副企業長に係る期末手当の支給率について、6月1日を基準日とする支給率「100分の212.5」12月1日を基準日とする支給率「100分の232.5」を「100分の222.5」にそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、条例第1号のページに戻っていただきまして、附則でございます。条例の施行日等を規定しておりまして、第1項は本条例を公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項、第1条及び第3条の規定は、平成30年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3項は改正前の議会議員に支給された報酬等及び改正前の企業長及び副企業長に支給された給与等については、条例改正後の内払いとみなすものでございます。

次に、第4項は委任規定でございまして、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定めるものとするものでございます。

以上、泉北水道企業団議会議員の議員報酬等に関する条例及び泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。

何卒、よろしく御審議のうえ、原案どおり御可決いただきますよう、よろ

しくお願い申し上げます。
以上でございます。

○議長（清水明治君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
12番山敷議員

○12番（山敷恵君） おはようございます、12番、山敷でございます。
それでは、質問させていただきます。
まず、今の改定なんですけれども、1回目の質問としては、だいたいパーセンテージにして、どの程度の上昇になるのかについてを、まず最初に伺いたいと思います。

○議長（清水明治君） 中川次長

○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君） 次長兼庶務課長の中川でございます。パーセンテージでございますが、0.05カ月分の増になっております。以上でございます。

○議長（清水明治君） 山敷議員

○12番（山敷恵君） ということで、増になるという答えでございました。前回、これ、同様の議案が出されたのが昨年7月の第1回臨時会でございました。その際には、質問ではなく意見として申し上げたんですけれども、改めて確認をさせていただきたいと思います。

人事院勧告を特別職にも適用可能であるという法的根拠をお示してください。

それと、ただ今、国会でも非常に話題になっております、毎月勤労統計調査でございますけれども、厚労省のウェブサイトによりますと人事院勧告の基礎資料にも毎月勤労統計調査は利用はされております。

下方修正が避けられないというのが現状だと思いますけれども、その中でですね、今現在、これをあげなければならないという理由が解らないんですけれども、この2点ですね、人事院勧告が特別職に適用される法的な根拠、それと、毎月勤労統計調査、これの誤りが、認めておられます、国も認めておられて下方修正が避けられない中で、なぜ今、上げられるのかということ、を2点伺います。

○議長（清水明治君） 中川次長

○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君） 次長兼庶務課長の中川でございます。人事院勧告につきましては官民の所得の格差等の解消を目的としているものでございまして、これまで一般職の期末勤勉手当の改正を行った場合、

関係3市の状況等を見極めながら、特別職及び企業団議会の期末手当についても改正を行ってまいりましたので、今回も同様の趣旨で改正を行ったということでございます。以上でございます。

○12番（山敷恵君） 毎月勤労統計は。

○議長（清水明治君） 中川次長

○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君） 次長兼庶務課長の中川でございます。勤労統計につきましては、こちらに何も来ておりませんので、把握できておりません。以上でございます。

○議長（清水明治君） 山敷議員

○12番（山敷恵君） まず1点目でございますけれども、法的根拠をお示しください、というお願いだったのですけれども、法的な根拠をお示しになられておられません。これは、示せないんだと思います。

それと、勤労統計については、通知が来てないと仰いましたけれども、そういう問題ではなく、今、このような状況の中で上げるということをね、企業長が御提案なさることは不適切だと思いますので、それだけ申し上げて、質問を終わります。

○議長（清水明治君） 他にございませんか。11番小林議員

○11番（小林昌子君） この提案のとおりプラスになりますと議長、企業長、それから副議長、議員はそれぞれ額にして、年間1回と年間と合わせて、どれくらいになるかを伺います。

○議長（清水明治君） 中川次長

○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君） 次長兼庶務課長の中川でございます。今回の企業長、議長の金額でございますが1,380円、副企業長、副議長が1,290円、議員13名の手当ですが1,200円の増でございます。

合計で22,230円の増でございます。以上でございます。

○議長（清水明治君） 小林議員

○11番（小林昌子君） 合計で22,230円、これは年間ではなくって、1回ですか年間ですか、確認します。

○議長（清水明治君） 中川次長

○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君） 次長兼庶務課長の中川でございます。今回上がる幅が22,230円で1回分でございます。年間でございます。

○議長（清水明治君） 小林議員

○11番（小林昌子君） ちょっと答弁が右往左往しましたので、もう一度、年間の影響額がどれぐらいかをお答えください。

○議長（清水明治君） 中川次長

○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君） 次長兼庶務課長の中川でございます。年間の引き上げ額が、合計額が22,230円でございます。以上です。

○議長（清水明治君） 小林議員

○11番（小林昌子君） 了解いたしました。結構です。以上です。

○議長（清水明治君） 他にございませんか。2番、高橋議員

○2番（高橋登君） まず、1点お聞かせをいただきたいんですけども、特に今回の企業長及び副企業長及び議員の引き上げに関しまして、特に泉北水道企業団におかれましては、職員、本来、人勸に直接影響を与える職員の引き上げについては、和泉市の職員に準ずるという形で、条例にも記されております。すでに、そういった意味では、自動的にですね、この議会の審議されることなくですね、決定をされておるとい部分ですけれども、あえて、今回、企業長と、企業長及び議員の引き上げを提案を、先ほど山敷議員の方からも、ちょっと質問がありましたけど、法的根拠は恐らく、無いだろうというふうに思っております。

特に、企業長そして議員に関しましては母市の方では報酬審議会等々で、一定引き上げ等に関しては議論という構造になっておりますけれども、泉北水道企業団の場合は、そういう条例もシステムも無いということ言えばですね、さらに引き上げを提案をする根拠が無いのである、というふうに思っております。そういった意味では、今、額の問題が出ましたが、額の問題ではなく、制度の問題としてですね、ちょっと違和感を感じざるをえないという、ことでありますけども、特にあえて、あえてですね、この提案をした、根拠なり理由というものを、協定される部分があればですね、お示しをいただきたい。というふうに思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（清水明治君） 中川次長

○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君） 次長兼庶務課長の中川でございます。今回、人事院勧告の対応につきましては、従前からこのような形で行

っております、所在地が和泉市でございますので、給料表等人事については、基本的には和泉市の制度に沿って対応しておりますので、このような形で、対応させていただきました。以上でございます。

○議長（清水明治君） 高橋議員

○2番（高橋登君） 和泉市にならって、というような御答弁ですけども、和泉市にならうのは、職員は和泉市にならう、ということは条例に明記されてますよね、そういう意味では、でっ、企業長及び副企業長、議員については、なんらそういう、習うべき根拠は、何処にも無いんじゃないですか。

有るんであれば、そのことをお示しをいただきたい、というふうに、質問をしたんですけども、有りますか、有りませんか、無かったら、無いという答えだけで結構ですんでよろしくお願ひします。

○議長（清水明治君） 高藤所長

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

実施した理由という部分でございますけども、職員給与の額及び支給の方法については、和泉市の企業職員の例によるという事で、職員はしております。母市である和泉市の動向と合わせて、関係3市の動向を基準として判断したものでございます。以上でございます。

○議長（清水明治君） 質疑者は、職員のは解ってるけど、議員及び企業長、副企業長に対しての根拠が示してほしいという質疑だったんですが、ちょっと今、答弁がずれてるように思うんですけど。

ちょっと整理してください。

○議長（清水明治君） 高藤所長

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

根拠という事でございますが、母市では既に特別職、議員含めて改定が行われているという事になっておりまして、泉北水道企業団におきましても、同様の対応をしたという事でございます。以上でございます。

○議長（清水明治君） 高橋議員

○2番（高橋登君） もう、これで質問は終わりますけれども、私ども、母市の方でも議員をさせていただいて、先ほど申し上げたような根拠で、この提案については問題があるという提起もさしていただいたところでありませう。まあ、そういった意味では、今、御答弁をいただいた部分については、私の質問に答える形には、なっていないんじゃないか、というふうに思います。

そういった意味では、少し、ここの部分システムの問題としてもですね、

明確にしておかんとですね、給与にかかわる問題でありますんで、法律にかかわる問題でありますんで、かなり、そういった意味では、市民の批判を受けないような形をですね、是非ともとっていただきたい、というふうに申し上げておきます。終わります。

○議長（清水明治君） 他にございませんか。3番、中村議員

○3番（中村与志子君） 先ほどの委員の皆様の質問の中で、人事院勧告に準拠するものではないというところの根拠が示されるものではない、示されていない、というところも問題だな、と思っている中で、引き上げだけでなく、一部事務組合の近隣の状況なんですが、大阪広域水道企業団なんかは、企業長が、年間6万円、そして期末手当なんかは支給が無いんです。

そして、議員に関しましても、議長は年間12万円、副議長11万2,000円、議員は10万4,000円といったもので、淡路広域水道企業団は年間、企業長などは5万円、愛知郡広域行政組合なんかは、支給が無いんです。

そういった中で、この一部事務組合の報酬という部分におきましては、本来、水道に関する事業は、加盟自治体で行うもので、組合を作って実施した方が効率的だから行っていると認識しております。したがって、この事業は関係3市の自治体、議員、首長の仕事の範囲内であると考えております。

それに対して、再度、この一部事務組合の所で報酬が発生するという事は、市民の理解が得られるものは無いと考えております。

法令に沿った措置であることは十分に理解しておりますが、本企業団の財政状況や関係3市の財政状況も考えますと、従来の考え方を見直さなければならない時期になっているのではないかと考えますが、企業長のお考えをお聞かせください。

○議長（清水明治君） 高藤所長

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

議員の報酬等の御質問でございますけども、条例でもうたわれているという形で、それと含めて、同じ3市の事務組合であります、泉北環境についても、そのような形で行われている、という形なので、今、現状としましては、改正する、というところには至ってないということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（清水明治君） 中村議員

○3番（中村与志子君） 今のところでは、改正をするという考えは無い。という事でしたが、これから、広域行政を進めていくという中で、一部事務組合というのは、どんどんと進んで行くのかな、というところで、やはり、近隣でも、これほど、本企業団程の報酬を出している所が無い、と。

でっ、全国的にも、やはり、縮小の傾向にある、この、企業長、副企業長、

私たち議員の報酬に関しましては、やはり費用弁償などのやり方に変更していくべきではないか、と考えております。

そういったところも、今のところ、考えてるところではない、ということなので、今、お答えを何度聞いても出ないと思いますので、今後、やはり検討課題として、しっかりと議論していただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水明治君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清水明治君） 質疑がないようでございますので、これをもちまして終わります。

これより討論に入ります。討論のある方は挙手をお願いします。

○議長（清水明治君） 11番小林議員

○11番（小林昌子君） 議案第1号泉北水道企業団議会議員の議員報酬等に関する条例及び泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論いたします。

平成30年8月に出された、人事院総裁談話によると、人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。

従って、給与勧告の対象職員は次の説明からも明らかなように、すべての国家公務員に適用されるものではありません。

人事院のホームページでの説明によると、国家公務員総数は58万4,000人で、その内29万9,000人の特別職と、7,000人の行政執行法人職員及び3,000人の検察官が対象外で、一般職の中でも28万5,000人が今回の勧告の対象者です。

その方々は、一般行政職員、外交官、税務署職員、刑務官、海上保安官、医師、看護師等となっております。

また、近隣市の中で、ある市は人事院勧告に従うのは職員のみで、特別職や議員は対象外とした、と聞いております。

これが元来の姿であります。したがって、人事院勧告を準用できるのは、議員や特別職を除く公務員だけにすべきであります。泉北水道はそうになっておりません。よって議案第1号に反対いたします。

以上です。

○議長（清水明治君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清水明治君） 討論がないようでございますので、討論を終結いたします。

反対の意見がございますので、これより、起立により採決いたしたいと存じます、本件を原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

（6名起立）

○議長（清水明治君） 起立少数であります。よって、日程第6議案第1号泉北水道企業団議会議員の議員報酬等に関する条例及び泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については否決されました。

続きまして、日程第7議案第2号平成30年度泉北水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。高藤所長

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

ただ今、御上程いただきました議案第2号平成30年度泉北水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回補正いたします主な理由につきましては、昨年7月の集中豪雨で光明池の濁色度が上昇し、ろ過池の能力低下が約1カ月続いたこと、また、9月には台風21号による長時間の停電で送水停止を余儀なくされたことにより浄水の復旧等に時間を要したため、送水量の大幅な減量となりました。

その後、10月11月につきましては水質も安定し、減量分を取り戻すべく努力してまいりましたが、12月初旬に暖冬の影響と思われる植物性プランクトンのクロステリウムが光明池原水に大量に増殖したことにより、ろ過池の処理能力が低下したため、送水量の減量を余儀なくされる状況となり、回復の見通しが立たないことから、当初の年間総給水量を減量するものでございます。

それでは、補正予算書に基づきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、第2条で業務の予定量について、第2条中の年間総給水量590万 m^3 を530万 m^3 に、一日平均給水量16,164 m^3 を14,521 m^3 に改めるものでございます。

次に、3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を、収入の第1款、水道事業収益3億6,559万5,000円を3億2,852万9,000円に改めるものでございます。その内訳といたしまして、第1項、営業収益3億6,447万9,000円から3,706万6,000円を減額いたしまして、3億2,741万3,000円に改めるものでございます。

次に、支出では、第1款、水道事業費用3億6,226万1,000円を3億5,186万6,000円に改めるものでございます。その内訳といたしまして、第1項、営業費用3億5,355万4,000円から826万2,000円を減額いたしまして、3億4,

529万2,000円に、第2項、営業外費用860万7,000円から213万3,000円を減額いたしまして647万4,000円に改めるものでございます。

以上が平成30年度泉北水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容でございます。

なお、これらの詳細につきましては2ページ以降に掲載しておりますので、御参照賜り、よろしく御審議のうえ、原案どおり御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（清水明治君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。12番、山敷議員

○12番（山敷恵君） 12番山敷でございます。

それでは質問させていただきます。

ただ今の御説明によりますと、この予算の第2条、年間総給水量は590万立米から530万立米ということで60万立米も下がっている、ということでございます。

これに伴って、当然、収益的収入は3,706万6,000円の下落となっている訳でございます。それで、原因については先ほど提案理由の御説明の中で、集中豪雨による濁度が上がったことによって、能力の、取水能力の低下、それから台風での送水ストップ、それと12月初旬のミカヅキモ、クロステリウムですか、の発生ということが挙げられましたけれども、先般の議会でも質疑応答の中で申し上げたように、施設の老朽化によるクラックが原因の漏水なども、先般の議会での監査委員の意見書の中にもあったんですけど、それ同様に、中にもそういうことも有りうる、というような御答弁もございましたけれども、この今回の補正予算の原因として、そういう施設の老朽化というものも含まれているのか、いないのかについてを伺います。

○議長（清水明治君） 山口次長

○水道事業所次長（山口和久君） 次長の山口でございます。

老朽化については、今回の減量については、問題はありません。

○議長（清水明治君） 山敷議員

○12番（山敷恵君） まあ、全然ということは無いだろうとは思いますが、なかなか証明が難しいということは、あろうかと思いますが、まあ先般の御答弁によるとですね、クラックもある、と。それと、ポンプなんかについてもですね、これは次の予算でも御質問させていただくわけでございますけれども、非常に老朽化が進んでおる、と。

でっ、先ほど、集中豪雨の濁度が上がったことによる取水能力の低下、こちらの方もやはり、ポンプの能力が低下したということでございますので、大きなクラックとは、また別として、老朽化という、ここの能力低下にも影

響しているのではないかと思いますが、そういう、老朽化による能力低下ではなかった、というようなことであるという御理解なのでしょうか。

○議長（清水明治君） 山口次長

○水道事業所次長（山口和久君） 次長の山口でございます。

老朽化ではないと、判断しております。

すみません、もう1つ、先ほどの、老朽化じゃなく、今回は水質の問題で減量しているというところでございます。

○議長（清水明治君） 山敷議員

○12番（山敷恵君） まあ、ポンプについては、私も素人でございますので、能力が下がったと言われたら、これ、去年の決算審議の時も申しあげましたように、本来、耐用年数が過ぎているポンプをね、まだ、お使いになっているということございましたので、これはオーバーホールなどではなく、取替が必要だったのかなということを考えましたので、質問をさせていただきました。

全く違う観点から、もう1点質問をいたします。

光明池土地改良区の方から原水の購入という事にいたっておるわけでございますけれども、毎年、だいたい590万tの購入というのが予算で上げられています。私が調べた中では、平成26年から590万tの購入を予算で上げられていて、その前は、しばらく23年度から25年度までは580万立米ですね、の購入ということで、土地改良区さんから水をわけていただくということに予算上はなっております。

この度、60万立米も減少するという事ですので、光明池土地改良区さんとの間で、そのような、例えば、年度当初に契約がされていて、今回このように減額することについて、例えば自然災害などの不可抗力での契約不履行に関する時はこれの限りでは無い、というような条件、書面上の何か条件というのはあって、それは問題ないという事なんでしょうか。

書面上の契約についてを伺います。

○議長（清水明治君） 中川次長

○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君） 次長兼庶務課長の中川でございます。光明池土地改良区との受水量に関する書面における契約については、協定書はございます。取水量に関しては協議によって毎年度あらかじめ、概数を定めるとなっております。取水量を固定したものではございません。

また、それに対する、契約不履行に関する取り決めもございません。

以上でございます。

○議長（清水明治君） 山敷議員

○12番（山敷恵君） 協定書はあると。

伺うところによりますと、協定書というのは、泉北水道企業団が発足された折、昭和30何年でしたかね、34年でしたか、に、1度交されただけ、というふうに聞いて、年度協定は無いというふうにお聞きしているところでございます。

協議はされているということでございますけれども、この補正予算に異議を唱えるものではないのですが、今、あったように、光明池土地改良区さんと毎年これだけのお水の契約をされておられながら、書面が無いというのはちょっと、やっぱりよろしくないのではないかと思えます。

今後、また次の予算でも聞かせていただきますけれども、前回から色々申し上げているように、企業団の在りようをね、大きく変えていこうとされている中で、様々な件については、きっちりと文書でのやり取りをすることが重要だと思えます。慣習でやり過ごすことなく、1つ1つ、相手のある事務は、文書でのやり取りを、まあ、当たり前ですよ、行政体としては当然の事なんですけれども、このやり取りを基本とされるということを求めて質問を終わります。

○議長（清水明治君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清水明治君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論のある方は挙手を願います。

（挙手する者なし）

○議長（清水明治君） 討論なしと認めこれを終わります。

これより採決いたします。本件について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水明治君） 御異議なしと認め、日程第7議案第2号平成30年度泉北水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、日程第8議案第3号平成31年度泉北水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

理事者より説明を願います。高藤所長。

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

ただ今、御上程いただきました議案第3号平成31年度泉北水道企業団水道

事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条、業務の予定量でございますが、受水市と協議を行いまして、年間総給水量570万 m^3 、1日平均給水量15,617 m^3 を予定いたしております。

次に第3条、収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、第1款、水道事業収益3億5,650万9,000円を計上いたしております。この内訳でございますが、第1項、営業収益で給水収益3億5,538万4,000円、第2項、営業外収益でKDDIの携帯電話基地局設置による土地賃貸料等で112万5,000円でございます。

次に支出でございます、第1款、水道事業費用3億5,428万9,000円を計上いたしております。この内訳といたしまして、第1項、営業費用として受水に係る原水費、職員給与費等を含めた浄水及び送配水費、総係費、議会費及び減価償却費等で3億4,549万3,000円、第2項、営業外費用として消費税等で869万6,000円、第3項、予備費で10万円を計上いたしております。

2ページに移りまして、第4条の資本的収入及び支出でございます。収入の第1款、資本的収入につきましてはございません。支出では、第1款、資本的支出2,035万円を計上しております。

これは、施設の固定資産購入のための営業設備費でございます。

次に第5条では、一時借入金の限度額を2,000万円と定め、第6条では、各経費の流用事項について、定めており、流用できるものは営業費用及び営業外費用でございます。

次に、3ページに移りまして、第7条では、議会の議決事項を必要とする流用事項を定めているもので職員の給与1億517万9,000円及び交際費2万円でございます。

第8条では、たな卸資産の購入限度額を350万5,000円と定めるものでございます。

以上が平成31年度泉北水道企業団水道事業会計予算の概要でございます。

なお、詳細につきましては、4ページ以降に予算実施計画及び予定キャッシュフロー計算書ほか各資料を添付しておりますので、御参照いただき、よろしく御審議のうえ、原案どおり御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（清水明治君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。7番、大浦議員

○7番（大浦まさし君） 大浦でございます。

この予算書の5ページに、議会活動全般に関する費用として690万円が計上されております。前回の議会においてですね、この費用の中には議員視察の費用も含まれているというふうにも聞いておりますが、この視察の費用で宿泊費について泉北水道では定額の支給で1万5,000円との御答弁もいただいております。

この宿泊費について、関係3市及び大阪府下の市町村の状況がどうなっ

いるのかをお聞かせください。

○議長（清水明治君） 中川次長

○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君） 次長兼庶務課長の中川でございます。大阪府下43市町村の宿泊料についてを調査いたしました。関係3市の状況といたしましては、泉大津市、高石市の宿泊料は定額支給となっております。

大阪府下で限度額支給を行っている団体は和泉市ほかの9団体の計10団体で残り33団体が定額支給となっております。以上でございます。

○議長（清水明治君） 大浦議員

○7番（大浦まさし君） この議員視察における宿泊費についてはですね、各市町村それぞれであるということは、今の御答弁で解りました。

また、関係3市においても、和泉市だけが限度額で泉大津市と高石市は定額支給となっているとのことですが、この条例を改正する考えというのがありますでしょうか。

○議長（清水明治君） 中川次長

○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君） 次長兼庶務課長の中川でございます。旅費支給条例の改正につきましては、泉北水道企業団と同様の3市で構成しております一部事務組合である泉北環境整備施設組合並びに母市である泉大津市、高石市においても定額支給されていることから、これらの動向を見ながら対応して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（清水明治君） 大浦議員

○7番（大浦まさし君） 動向を見ながら対応ということですが、泉大津市、高石市が定額だから泉北水道も定額だ、というのは一定理解はさせていただきます。

和泉市では、ただ、限度額ですので、私としてというか、和泉市の議員としては、定額で受けるというのはちょっと、正直、心苦しいかなというふうに考えます。

この問題は、泉水事務局が動向を見ながら対応するのはちょっと違うのかな、と思っております。

泉水の派遣議員が話し合っていて決めていくことだと考えておりますので、今後の取り計らいについて事務局に考えていただきたいと要望だけさせていただきます。

○議長（清水明治君） 他にございませんか。12番、山敷議員

○12番（山敷恵君） それでは議案第3号、平成31年度の予算書についての質問をさせていただきます。

まず、予算書の1ページ、第2条、予算の第2条、年間総給水量でございますけれども、先ほどの補正予算の際にも申し上げましたように、今までずっと590万立米で推移してきてるんですね、26年度以降は590万立米、でっ、23年から25年までが580万ですかね立米で来てるんですけども、今回、なぜ570万になるのかということ伺います。

先ほども申し上げましたように、施設の老朽化というのが、この20万立米下回った原因になっているのかどうか、でっ、それ以外に何か理由があるんですでしたら、この20万立米、年間総給水量が下回ったという理由について伺います。

それと関連するかどうか、ちょっと解らないんですけども、6ページの営業設備費なんですけれども、これも先般の議会、平成29年度の決算審議の時に伺ったお話ではございますが、平成29年度当初予算ではね、取水ポンプの取り替えを予定していたが、諸般の事情で、耐用年数は過ぎていて、いつ潰れてもおかしくはないが、今回は改修で済ませたという御答弁があったんです。でっ、30年はとりあえず、今やから飛ばしまして、今の議題になっている予算ですよ、これについても、固定資産の購入ということで、ポンプの取り替えなのかなというふうにお聞きはしているところなんですけれども、そのポンプというのは29年は取り替えなかった、30年度はどうだったのかを次に伺います。

先ほどの減じられた理由と、この取水ポンプ30年度はちゃんと取り替えられたのか、その上の31年度のこの予算の計上なのか、この点についてをまとめてお答えをお願いします。

○議長（清水明治君） 山口次長

○水道事業所次長（山口和久君） 次長の山口でございます。

平成29年度、30年度、2年連続で年間送水量が590万 m^3 に達しなかったことの要因は、異常気象による水質の悪化が原因です。

特に平成30年度9月に上陸した台風21号が25年ぶりに非常に強い勢力で近畿地方を中心に大きな被害を出しました。この台風の影響により、当企業団においても、約40万 m^3 の減量を余儀なくされた状況を踏まえ、本予算においても、異常気象や台風による影響を考慮して、通常より20万 m^3 の減量の年間総給水量を570万 m^3 に設定をいたしました。

今年度は、ポンプの取り替えは行っておりません。毎年メンテナンスによる補修を行ってきたことで、耐用年数を超えても問題なく稼働している状況であります。本年度も取水ポンプ2台のオーバーホールを3月に予定しております。

31年度につきましても、メンテナンスによる補修を行っていきたいと思っております。もしポンプが何かの原因で壊れる等の状況になった場合には新

品のポンプに取り換えるようにポンプ2台分の予算計上をしております。
以上でございます。

○議長（清水明治君） 山敷議員

○12番（山敷恵君） まず、その自然災害で2年連続取水量が減ったので、この度20万立米を下回った予算を組んだという御説明だったんですけど、確かに29年と30年はそうだったかもしれないんですけど、その前年度、28年度は、これちょっと、決算ベースで金額しか出してないんですけども、年間の予定より4,040,768円増だったんですね、最終的に、決算ですよ、でっ、27年度も年間で3,177,758円も増だったんです。

っていう事は、この2年、たまたま減だったんですけど、その前は予定されていた590万立米を超えての給水をされてるわけなんですよ、だから、今回、570万っていうふうにされるのは、もちろん自然災害も含まれるでしょうけど、先ほどポンプでも仰っていたような、施設の老朽化があるのではないかなと思ったので聞かせていただきました。

そして、今のポンプのお話ですけども、壊れてから直すというのは、非常に在り方としてはよろしくないのではないかとというふうに思います。でも、なぜ、そのように、行政の在り方としてあり得ないことをやっておられるかというふうなことを私なりに推察いたしますと、前回の議会の御答弁にそのヒントはあると思います。

どのような御答弁があったかというのと、前回の議会でね、広域化の話をしている最中でございますので、費用的には抑えるように努力しておりますという御答弁があったんですね、ということは、この予算の計上に当たってのベースの考え方に広域化ありきだということが推察される訳でございます。でっ、ポンプについては何度も申しあげて申し訳ないんですけど、いつ壊れてもおかしくないが壊れた時に買い替えるという、今もそうでしたよね、前回はもうそうでした、御答弁だったんですよ。

つまり、広域化って言う概念の中には、光明池からの取水は、近い将来取りやめにして、給水は100%大阪府広域水道企業団からという考えのもとにこの予算が含めてすべての物事がですね、進んでいるのではないかとということ懸念しているんですけども、その辺りですね、この予算組をするベースの考え方についてを伺います。

それと、併せて、光明池土地改良区との広域化に関する協議が、きっちりとなされているのかについてもあわせて伺います。よろしく願いいたします。

○議長（清水明治君） 山口次長

○水道事業所次長（山口和久君） 次長の山口でございます。

ポンプにつきましてですが、取水ポンプと浄水ポンプ及び送水ポンプにつきましては、全てのポンプが耐用年数を過ぎていますが、先ほども言いまし

たけど、毎年のメンテナンスによる補修を適正に行ってきたことで、耐用年数を超えても問題なく稼働している状況であります。

今年度も取水ポンプ2台のオーバーホールを予定しております。

ポンプが何らかの原因で壊れる等の状況になった場合には、新品のポンプに取り換えるように、ポンプ2台分の予算計上をしていますが、例えば、取水ポンプ1台が壊れたとしても、残り4台のポンプで1日1万6千 m^3 の取水が可能です。

それと、揚水ポンプ送水ポンプにつきましても、各3台ずつございますので、1台が壊れても、2台も、これは予備としてポンプがありますので、なんら支障はございません。以上でございます。

○議長（清水明治君） 高藤所長

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

今回31年度予算のベースの考え方ということでございますが、まず570万 m^3 に下げたというのは、ここ2年の気候の変動といった部分を考慮させていただきまして、570万 t に下げた部分でありますので、ベースとしてはその辺が1番、原因というんですか、根本的な考え方になっております。

ただ、今年度570万 t を予定しておりますが、光明池の水質が良ければ、処理量も590万 t 、今現状の施設でも590万 t 作れるという能力が、今のところありますんでね、その辺も含めて、光明池の水質次第では処理量を上げていきたい、補正予算を組んででも上げていきたいというのが今の現状でございます。

それと、光明池土地改良区との対応ということでございますが、その点について、具体的な、そんな話はしておりませんが、色々と意見交換を含めて、そういうふうなやり取りをしているのが現状でございます。

○12番（山敷恵君） ベースの考え方を聞いてるんですよ。

○水道事業所長（高藤易元君） ベースの考え方ですけども、泉北水道は今、57.2円という安い金額で供給してるんですけども、今まで通り、最少の経費で最大の効果を上げるという形で努力を行うというベースでございます。

以上でございます。

○議長（清水明治君） 山敷議員

○12番（山敷恵君） 私が伺ったのはそういう事ではなくてね、前回の議事録によるとですよ、次長の方から、施設の計画でございますが、まだ、泉北水道企業団の中で、広域化の話をしている最中でございますので、費用的には抑えるように努力をしておりますという御答弁があったんですよ、だから、費用的に抑えるという事は、これ以上使ったら無駄になる、さっき仰ったように、最少の経費で最大の効果という観点から言うと、ここにこれ以上

のお金は掛けられませんというふうな御答弁だったと私は理解をしたんですね、でっ、何度も話をしましたけれども、このようにコンサルタントに委託されまして3年間にわたって調査をされた結果というのがあるわけじゃないですか、これ28年3月の段階で皆さんお持ちで、私も情報公開で頂いたんですけれども、この中に示されているのはA案、B案というのがありまして、A案は光明池が存続する、B案は廃止するというこの2つが明記されているんです。でっ、途中までは多分A案の方でね、お話が進んでるのかなというふうには私は見てたんですけれども、どうも先般の御答弁などを総合的に考えますと、この浄水場の廃止というものがかなり大きなウエイトを占めていた上での本予算の計上ではないか、というふうに思ったわけです。

でっ、今伺ったのはですね、もう1度言いますよ、近い将来、光明池からの取水は取りやめにして、要するに、この浄水場を廃止して、大阪府広域水道企業団から100%ということをお考えになっている、その上での本予算なんですかということ伺っています。

それと、今、所長の方から、光明池土地改良区さんとも正式な協議はされていないという御答弁だったかのようで、ただお話しはしていますというふうには伺ったんですけれども、これも、もう1度ちゃんと確認しますが、正式な御協議、書面をもって協議をお願いします、はい、協議をしました、資料はこれですというような正式な御協議、広域化に関してですね、は、なさっているのかどうか、なさったとしたら直近は公式の協議がいつなされたのか、これ2点伺っておりますよ。

廃止を視野に入れた予算編成なのか、それと、光明池土地改良区さんとして、正式なお話し合いされているとしたら直近はいつなされたのか、この2点についてのみ正確に御答弁をお願いいたします。

○議長（清水明治君） 高藤所長

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

廃止を前提とした予算組ではないということで御理解いただきたいと思っております。

それと、光明池との正式な協議は行っておりません。

以上でございます。

○議長（清水明治君） 山敷議員

○12番（山敷恵君） 非常に驚いております。これだけの事をされながら、この内容について、これ、全部、光明池さんからのお水をどうするかというお話を25年、26年、27年にわたって調査されてますよねコンサルタントさんが、でっ、25年に債務負担行為を組まれて2,200万円でした、調査をするということを議会でも諮られて、議会も了承されておられましたよね、その時点で、光明池さんとは、正式に協議を私はなさってると思っていましたし、結論が出た時点で、このようなコンサルの結果が出ました、せめてそれ

はね、なさってるんじゃないんですか。

それもなさらずに、勝手に泉北水道企業団だけ、頂いてるほうですね、お水を安く分けていただいている、私ども企業団だけでここまでのお話を進められているというのはちょっと信じられません。

本当に、正式な協議はされていないという事でいいんでしょうか。

それだとしたら、非常に進め方が間違っておられるというふうに、いやごめんなさい、所長に言うべきじゃないです、企業長に言わないといけませんよ。

これはちょっと、あり得ないお話だと思いますけど。いかがですか。

○議長（清水明治君） 辻企業長

○企業長（辻宏康君） また後ほど、広域化について説明させていただきますけれども、あり得ない話ではなくて、しっかりとというのは、公式に話をする時期を見て、話を進めていくのでございまして、現在はその方法できっちりと、あり得ない話ではなく、あり得る話です、広域化についての、一応進めさせていただきます。

○議長（清水明治君） 山敷議員

○12番（山敷恵君） ちょっと、今一つ、企業長の御答弁の内容が解らなかったんですけど、あり得る話というのは、企業長としてはあり得るということですね、このような状態がね。

私は議員としてはあり得ないと思っています。それと、後ほどと仰いましたけど、この後、全員協議会があるということは、事前に伺っているんですが、それも伺うところによりますと、全員協議会では議事録が作成されない。これ、ここだけです、泉北環境さんは議事録作成されてますからね、また、本高石市議会でも議事録は全員協議会でも作成しておりますので、これまた別の問題やと思いますけれど、伺うところによると、泉北水道さんは作成されていないということがありましたので、あえてこの場でお聞かせいただいているということも申しあげておきたいと思います。

これは、全員協議会では議事録を作成されるべきですし、していただきたい。

それとですね、今のお話です、光明池土地改良区との広域化に関する正式な協議がなされていないこと、それはあり得ないということを改めて申し上げておきたいと思います。

では、議事録、そういう記録で辿れないということですね、辿れないものは無いってことと同義ですので、企業長、ここに関しては、おかしな行政運営ではないですか、ということをおし上げておきたいと思います。

ということでですね、今、はっきりと高藤所長の方から廃止を前提とした予算ではないという御答弁をいただいたところでございます。

それを伺ってちょっと安心をしたところではございますけれども、私の考えといたしましては、先般以来申し上げているように、光明池というのは2

次水源として必ずこれから先も維持しなければならないという考えを持っております。淀川について、淀川100%にしてしまうことについては、様々な危機管理の面からもふさわしくないというふうに考えております。

先般ね、大阪府の方でも発表されておられましたけど、もし、津波が遡上した時は、寝屋川までの遡上というのが、今、大阪では、もう、はっきりと公式に発表されてます。寝屋川まで津波が昇ってくると。そうすると、もう取水が出来なくなるわけですよ、海水ですので、そういうことを考えると、高石市にしましたら、25%が光明池ということで、それだけでも残るということは、市民の命を繋ぐときには絶対に必要なことだと思っております。

今、所長の方から、廃止を前提ではないということのを伺って、一定安心したところではございますので、その方向で進めていただきたいといことを改めて申し上げます、質問を終わります。

○議長（清水明治君） 他に質問はございませんか。2番、高橋議員

○2番（高橋登君） 泉大津の高橋でございます。

今、山敷議員の方から詳しく質問がありましたんで、私はあえて予算の部分に関してですね、1点質問をさせていただくのと同時に、この後で、先ほど企業長の方からもこの広域化の部分については全員協議会の中で説明をする、というお話もございまして、そこでまあ、質問をさせていただきたいというふうに思いますけれども、まず、まあ、どういう御報告がなされるのかは承知をしておりますけれども、私どもが少し問題になる広域化の部分についてですね、質問の項目だけを少し挙げてですね、答弁、一旦、1回、1回だけの答弁をもらっておきたいというふうに思います。

その中身の議論については、後の報告をいただいた時に議論をさせていただきたい、というふうにお断りをさせていただきたいということで、先ほど、1点目の質問でありますけれども、山敷議員の方から廃止を前提にした予算編成ではないということの御答弁を、御承知のように、この泉北水道企業団、かなり施設としては老朽化をしております、まあ、そういった意味では更新の時期を迎えておる、もう、施設によっては、更新の時期を過ぎておる、という部分も含めて、従来の議論の中にありますと。

少なくともですね、この時期に、それぞれだけでいくとポンプの話ありましたですけども、施設そのものですね、同時に、ろ過池の老朽化も含めてあろうかというふうに思うんですけど、その更新計画ですよ、更新計画が今、策定をされておるのかどうか、いつの時期に、どういう機械、どういう施設について更新をしていくという、更新計画ですよ、それは、あるのかどうか、これまず1点お聞かせをさせていただきたいというふうに思います。

2つ目の議論ですけど、これはまあ、先に、後の全員協議会については議事録が残らないという構造になっておるということでありますんで、あえて問題提起だけをしておきたいというふうに思います。

広域化の問題でありますけれども、1つ目には、この泉北水道企業団と関係3市ですね、関係3市の広域化については、従来の議論で申し上げますと

32年までに方向性を定めていく、というふうになっておったんかというふう
に思いますけれども、この部分についての現状での検討状況、あるいは方向
性、これは、次の時に、この後ですね全協で話をするということになるの
かどうかは解りませんが、ここについての1つの回答をまずいただきたい
というふうに思っています。

2つ目は、4団体の広域化にあたってですね、泉北水道企業団が担ってき
た、

(「後でやりましょう」という声あり)

○2番(高橋登君) 企業長ね、質問の途中で異議を挟まないでください。
後でやるという事について、後の部分については議事録残らないんですよ、
議事録残りますか、残すんやったら、私、今から申し上げるやつは、後にま
わしますけど、議事録、議長、今、私の質問に、ちょっと、副企業長、ちゃ
んと聞いて下さいね。議事録、残らないということでもありますんで、問題提
起を差し上げてるんで、その部分はまず御理解はいただきたいというふう
に思います。

2点目ですね、泉北水道企業団が担ってきた、用水の供給事業ですね、こ
れを解消して、4団体による広域水道事業、これ、水道全体の事業ですね、
新たにそういうものを発足をさすというロードマップがすでに示されてお
りますけれども、その中にですね、水道事業の中に泉北水道企業団が担っ
てきた浄水機能ですね、水を浄水にする、浄水機能はどのように位置付けら
れておるのか、ということがなかなかこの報告の中で見る限り解らないので、
その見解について、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

3つ目ですけれども、当企業団、光明池の余剰水、これを活用して
ですね、用水供給事業を展開をしてきたということでもありますけれども、当
企業団の受水費ですね、受水費と、泉北水道企業団の受水費と、大阪広域水
道企業団の受水費ですね、この、関わる、過去、これから、未来30年間の更
新の費用とですね、この差額のシミュレーションが出されておるというふう
に思うんですけど、ここでのこの評価、評価ですね、評価、差額、当然出ま
すわな、この評価は、言うてる意味が解らないんか、解るのか、評価です
よね、どちらの方が、要するに對費用効果ですよ、効果は、どう評価され
ておるんかということをお聞かせをいただきたい。

4つ目ですね、光明池の土地改良区と関係3市、これはまあ、地域の水源
を活用して、ある意味では、災害、緊急時の防災面での役割を積極的に担っ
ていくということが目的としてありますけれども、この防災協定を締結をし
ておるというふうに聞いておりますけれども、この役割ですね、先ほど少し
ありましたけれども、昨年、の台風の問題、異常気象の問題等々ですね、取
水量を減らしていくということも、今、予算の中で提案をされておりますけ
れども、この防災面での役割をどのように考えられておるのかということであ
ります。

最後でありますけれども、平成38年度以降に、大阪広域水道企業団、これ、

38年の部分であります垂直統合、これは統合していくという形になっておるんですけど、どうもですね、今の計画を見る限りにおいては、このイメージがなかなか理解をしないんで、できないんで、今、理事者、企業長、あるいは副企業長、あるいは所長を含めてですね、この企業団の方でどういうふうにご考えられておられるのか、これは後の議論にまわす部分あるかというふうに思いますけれども、1回目の御答弁だけはいただきたいというふうに思います。以上であります。

○議長（清水明治君） 高藤所長

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

今、5点、御質問いただきましたんですけども、手元にその辺の資料も含めて、持っておりませんのでね、改めて、議長を通じて回答させていただくという形で御了承いたします。

○議長（清水明治君） 高橋議員

○2番（高橋登君） あのね、これ私、今質問した部分ね、資料に無い部分は一切質問はしておりません。

先ほどの部分で、報告はしていただけるんですよ、評価も含めて、それは、この、出されてきた、要するに成果物ですよ、コンサルが出した成果物の中に出てくる部分だけです。この検討してると思うんですよ。だから、そのこの評価を聞いておるんで、資料に無いような質問はしてないつもりであります。

○企業長（辻宏康君） 資料を見てくださいよ。

○2番（高橋登君） 資料を見て質問してるんですよ。

○議長（清水明治君） 暫時休憩いたします。

~~~~~

○議長（清水明治君） それでは再開します。

先ほどの休憩前の発言におきまして、議員の質問で理事者側が不穏当な発言がありまして、理事者側にはちょっと発言の趣旨をしっかりと議員の方に伝えていただきたくお願いいたしまして、理事者の発言にも注意していただきたいというように思います。

それでは、先ほどの答弁調整をしていただきました結果、理事者の方から発言を求めます。高藤所長

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

高橋議員さんからの質問にありました部分で、まず、更新計画はあるのか、という部分でございますけれども、これはございません。

2点目の4団体統合のロードマップが示されているが、その中で浄水機能の位置付けはという事ですけれども、これも位置付けておりません。

3点目の給水単価格差評価をどうとらえているか、という部分につきましては、全面更新により多額の更新費用が掛かり用水供給単価が大阪広域水道企業団を上回るというように考えております。

4点目の光明池と防災協定を結んでいるのか、という件につきましては、防災協定は結んでおりません。以上でございます。

**○議長（清水明治君）** 高橋議員

**○2番（高橋登君）** ちょっと休憩の時間が経っておりまして、時間が長引いておるので、まず、お詫びを申し上げたいというふうに思いますが、1点目の更新のための計画が無いということなんで、これね、是非、更新をしていく、これはかなり費用面、あるいは予算をたてる上ですね、大変重要な問題だというふうには思いますんでね、少なくとも、この泉北水道企業団の老朽化、あるいはポンプ、あるいは浄水施設そのものですね、老朽化してきておる現状の中ですね、一定目標を定めてですね、いつの時期にどういう内容での更新を実施をしていくのか、ということについては、これはもう当然のこととして策定をしていただきたいというふうに思います。

これが無いというのは、どうも先ほどの山敷議員のお話じゃないですけども、この、泉北水道企業団の存続問題を射程に入れた措置やというふうに見られるような話になっていくのではないかと、ということをお私懸念をしておるところであります。そういった意味では早急にですね、この更新計画を是非に作っていただきたいということ、強く申し上げておきたいというふうに思います。

後の部分につきましては一旦の答弁をいただきました。後の議論と関わる部分もありますんで、問題意識として私どもとしては、こういう問題意識を持っておりますよということで、あとの全協の中でですね、具体的に御提起をいただけるのかなということをお申し上げて質問を終わります。

**○議長（清水明治君）** 他にございませんか。11番、小林議員

**○11番（小林昌子君）** はい。ページ数はありません。前回の議会で一般質問を行いました、その後の報告がありませんので再度取り上げてお伺いいたします。

4点と要望1点です。

1点目、情報公開条例の制定について提案いたしました、情報公開要綱の制定を検討しているとの答弁がありました。

いつから運用される予定なのか伺います。また、これに関連して情報公開に関する実費は議長を通じてお知らせいただくことになっておりましたが、

それがまだいただいておりますのでよろしくお願いたします。

2点目、議事録をホームページに掲載する件ですが、前回の質疑では、早急に検討して載せる方向でいきたいとのことですが、これも昨日までの時点で確認をいたしました、まだ出来ていないようですので、いつから出来るのかを伺います。

3点目、タイムラインについては、次の機会までに作りたいと前回御答弁いただきましたが、まだ、その結果は聞いておりませんので、どのようになっているのかを伺います。

4点目、資源になるものは売り払い、有効活用すべきと提言をさせていただきました。この件に関しましては、清水議長からも次の定例会までには一定の考えをまとめるように、との進言もいただきました。この件はどうなっているのかを伺います。

最後でございます。20ページの下から3行目に最小の経費で最大の効果とありますが、小さいではなく少なくという字が正解かと存じますので訂正をお願いいたします。以上です。

**○議長（清水明治君）** 小林議員に議長から発言させていただきたいと思いますが、この議案につきまして、直接関係ない部分がほとんどなんですが、前回の議会の積み残しということなので、拡大解釈した中で、この議案とは違うんですが、事務局の方から、前回の議会での発言というような締め方をしたいのですがよろしいでしょうか。中川次長

**○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君）** 次長兼庶務課長の中川でございます。情報公開条例についての情報公開要綱ですね、その進捗状況はということなんですが、泉北水道企業団の情報公開に関する事務処理要項という形で作成しておりますが、内容につきましては精査する必要がございますので少し時間がかかる予定でございます。

2点目に、情報公開条例の制定にあたり多額の費用が発生するという事で、議長を通じてお伝えするということで、その場でそういう回答をしまして、後日ですね、小林議員さん、直接、私も、会いに行きまして、数字的にはその時にはお示しはさせていただいております。

3点目なんですけど、会議録をホームページに掲載する旨の答弁をいたしました、先ほども小林議員が仰いましたとおり、現時点では載せておりません。進捗状況についてでございますが、ホームページ作成当初は費用を抑えるべく出来るだけ簡素なホームページとして立ち上げましたので、会議録等を掲載することを想定しておりませんでしたので、議決結果のみを掲載しておりました。当企業団のホームページをご覧いただければお解りになると思うんですが、現在、ホームページのスペース的に非常に厳しい状況でありまして、レイアウトの変更等準備を行ってまいりますので、議会終了後早いうちに掲載できるよう努力してまいります。

あとの1点はタイムラインですかね、タイムラインは出来ております。

最後の古紙の回収は、ということでありましたが、古紙の買い取りについ

ては高石市、堺市、近隣の業者に問い合わせまして、ある業者は新聞紙10キロ5円なり、そういう回答をいただきました。で、各社とも新聞紙以外の古紙等の文書等は処理費用が掛かるということでございまして、今現在、新聞紙の絶対量がまだまだ少なく、持ち込みに係る経費、運送費等を考慮しますと、大量に貯まった時点で持って行く方が得策であると考えておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

**○議長（清水明治君）** 小林議員

**○11番（小林昌子君）** すみません、情報公開条例の制定に関してですが、少し時間がかかるという事ですけれども、少しというのは、いったい具体的にどのぐらいの期間を有するのか伺います。

それから、ホームページに議事録を掲載する件ですけど、ホームページのスペースが少ないという事ですけど、議事録をね、載せるだけの、私は詳しくありませんけど、普通一般にホームページというのを開設してね、議事録を載せるだけのスペース、容量がないというようなのは普通は考えられないと思いますよ。

何をもって、議事録を載せられないというふうに御判断をされているのかっていうことは、どういう状況だから、例えば専門家に来ていただくとか、そういうことで物理的に無理なのか、そのことはお聞きいたします。

タイムラインは出来ているという事ですから、出来ているのであれば、やはり、御報告なり、質問をしたんですから、回答はいただきましたか、というふうに思います。

それから、処理費、資源の売り払いですけれども、新聞以外は引き取らないというのは全ての業者さんがそうだとは思いません。資源は有効活用ということですので、和泉市の廃品回収というか資源の回収は、新聞、雑誌とか色々分別はしますけれども、全部回収をしていただいて資源にまわしておりますので、もう少し勉強をしていただきたい。

以上でございます。

**○議長（清水明治君）** 小林議員、質問は、もう打ち切りでいいわけですね、答弁もらわないんですよ、要望ではない。

**○11番（小林昌子君）** はい。

**○議長（清水明治君）** 他にございませんか。9番、石原議員

**○9番（石原日出子君）** 時間おしてるとこ申し訳ないんですが意見だけ申し上げたいと思います。

先ほど5ページで、議会費の中で、大浦議員から宿泊費についての御意見があったと思うんですけども、この件に関しましては、やっぱり、今の時代の流れというか、市民さんに説明責任を果たすためにも定額支給ではなくて、

実費支給で是非、これは御検討願いたいと思いますし、この改正につきましては条例改正が必要だということです、泉北水道企業団におかれましては、この件につきましては積極的に改正に向けての御尽力をいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（清水明治君） 他にございませんか。10番、遠藤議員

○10番（遠藤隆志君） はい、遠藤でございます。

私も、先ほどの5ページの議会費に関しまして、大浦議員そして石原議員同様ですね、やはり、我々は市民の皆様の税金で報酬を頂いてるということです、しっかりと、説明責任を負ってるわけでございますので、この日当、出張費についてはですね、私も定額よりも限度性になっていた方が良くというように要望をいたします。ありがとうございます。

○議長（清水明治君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清水明治君） 無いようでございますので質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論のある方は挙手をお願いいたします。

（挙手する者なし）

○議長（清水明治君） 討論なしと認めこれを終わります。これより採決いたします。本件について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水明治君） 御異議なしと認め、日程第8議案第3号平成31年度泉北水道企業団水道事業会計予算につきましては原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、全ての議案審議が終了いたしました。慎重御審議ありがとうございます。

閉会に先立ちまして、企業長より挨拶の申し出がございますので、これを許可いたします。辻企業長。

○企業長（辻宏康君） 本日は出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、ただ今は、御提案申し上げました議題につきまして慎重な御審議をいただきまして重ねてお礼を申し上げます。

最後に、議員皆様におかれましては、これから母市の予算議会も等もあろうかと思えます。また、寒さ厳しき折でございますので、くれぐれも健康には御留意をされまして、市政の運営に御尽力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

**○議長（清水明治君）** 企業長の挨拶が終わりました。

以上をもちまして、平成31年泉北水道企業団第1回定例会を閉会いたします。慎重御審議いただきまして、ありがとうございました。

閉

会

平成31年2月5日 午前11時59分 閉会

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北水道企業団議会議長 清水 明治

泉北水道企業団議会議員 丸谷 正八郎

泉北水道企業団議会議員 森 下 巖